

答申第79号

情報公開 答申 第79号

答申第79号

平成13年8月28日

神奈川県教育委員会

委員長 櫻井 義英 殿

神奈川県情報公開審査会 会長 堀部 政男

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成11年7月21日付けで諮問された公立中学校教員の体罰に係る事故報告書等一部非公開の件（諮問第82号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

公立中学校教員の体罰に係る事故報告書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出された2件の体罰に関する事故報告書（平成9年3月25日付けで回覧したも

の（以下「3月文書」という。）及び平成9年7月24日付で回覧したもの（以下「7月文書」という。また、3月文書と7月文書を併せて、以下「本件公文書」という。）に記載されている情報のうち、県教育委員会が平成11年5月28日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

（2）異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、県教育委員会が本件公文書には個人に関する情報が記録されており、公開することにより特定の個人が識別され、又は識別され得ると認められること、また、反復継続される同種の事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められることから、神奈川県内の機関の公文書の公開に関する条例（以下、原則として「条例」という。）第5条第1項第1号及び第5号に該当するとして一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1項第1号該当の点について

（ア）実施機関は、体罰を行った教諭の氏名、年齢、担当教科、担当学年・組等の情報は非違行為を犯したという他人に知られたくない個人識別情報であるために、非公開であるとしている。異議申立人としては、加害教諭の氏名までは公開を求めるものではないが、年齢、担当教科、担当学年等は、公開すべきである。体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、体罰の根絶への施策の充実を図っていくためにも、年齢、担当教科及び担当学年は秘密にすべきではなく、学校の暴力行為防止への日常的な取組を知る上でも重要な情報である。また、これらの情報を公開しても個人が識別されることはない。

（イ）条例第5条第1項第1号では、県民に説明する責務を全うするという観点から公務員が分掌する事務又は事業の執行に関する情報は、公開するとしている。また、他の容易に取得し得る情報と照合することにより特定の個人が識別されるものは個人情報に該当するとされているが、一般生活人にとって「容易に」とはどこまでの範囲を指すのかよく分からない。

（ウ）実施機関は、本件公文書は被害生徒の氏名、組、住所等を非公開としているが、学年及び年齢については、3月文書では公開し、7月文書では、非公開としている。実施機関は、最近では1学年のクラス数が3クラス以内の場合は、個人の特定期が高くなるから学年及び年齢を非公開にすると説明している。これらの実施機関の説明には、一貫性がなく納得できない。体罰事件の目撃者を含む関係当事者ならば当然に知っている情報の伝達を抑止することは不可能である。学年及び年齢を公開しても個人を識別することは不可能であり、特定されないことは明白である。原則どおりに公開すべきである。

(工) 体罰を行った教諭に対する校長意見及び市教育委員会の見解に非公開部分があるが、体罰事件の事実行為情報と密接なつながりがあり、全体として体罰情報を構成するものと考えられる。したがって、真に体罰を行った教諭のプライバシーを不当に侵害する情報といえない限り公開すべきである。これらの情報は、県民が体罰事件を的確に知る手掛かりを与え、教育行政への信頼を実現させるためにも必要不可欠な情報である。

イ 条例第5条第1項第5号該当の点について

(ア) 実施機関は、校長意見及び市教育委員会の見解に係る非公開部分を公開することにより、校長の率直な評価や見解を得ることができなくなるなど市教育委員会の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると説明するが、県教育委員会は、その責任と権限においてそのようなことのないように指導すべきである。

(イ) 公開しないことを前提に聴取した内容を基に作成された報告書であるとするならば、犯罪性を有する体罰事件の調査方法については取引性が明らかであり、懲戒処分制度の運用は信用できない結果になり、公正でないものとなる。

(ウ) 体罰を受けて不登校になったり、転校を余儀なくされる実例が数多くある学校現場の情報を適正に公開することにより、被害者救済への施策を考え、充実させていくことができるのである。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関が本件公文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件公文書について

県教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）が学校教育法第11条で禁止されている体罰を行った場合、服務監督権を有する市町村教育委員会から「市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き」に基づき、「体罰に関する事故報告書」を提出させ、懲戒処分等の人事上の措置を検討し、実施している。本件公文書は、市教育委員会が県教育委員会に提出した市立中学校教諭が行った2件の体罰に係る事故報告書である。

(2) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 本件公文書中、体罰を行った教諭の氏名、年齢、担当教科、担当学年・組、校務分掌等の情報は、公開することにより、体罰を行った教諭が識別され、又は識別され得る情報であり、また、体罰を行った教諭にとって当該教諭が学校教育法により禁止されている非違行為を犯したという他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

イ 3月文書中、被害生徒の氏名、組、住所等に係る情報は、公開することにより、当該個人が識別され若しくは識別され得る情報、又は当該個人にとって他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

ウ 7月文書中、被害生徒の氏名、学年・組、住所、部活動等に係る情報は、公開することにより、当該個人が識別され若しくは識別され得る情報、又は当該個人にとって他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

エ 被害生徒の学年及び年齢については、一般的には、公開しても当該個人が識別されないため、3月文書に記載されている当該情報は公開しているが、7月文書に記載された当該情報については、体罰の現場に居合わせた生徒の学年別人数が記載されており、その人数が少数であることから、被害生徒の学年及び年齢は、被害生徒が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1項第1号に該当する。

オ 本件公文書中、被害生徒の保護者の氏名、続柄、発言内容等に係る情報は、公開することにより、当該個人が識別され若しくは識別され得る情報、又は当該個人にとって他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

カ 本件公文書中、体罰を行った教諭以外の関係教諭の氏名等の情報は、公開することにより、体罰を行った教諭が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

キ 3月文書中、被害生徒以外の関係生徒の組及び氏名の情報は、公開することにより、当該個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

ク 3月文書中、被害生徒が診察を受けた病院名は、公開することにより、当該個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

ケ 本件公文書中、体罰を行った教諭及び被害生徒に対する校長の評価に係る情報は、当該個人にとっては、他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

コ 本件公文書中、体罰を行った教諭に対する市教育委員会の評価に係る情報は、当該個人にとっては、他人に知られたくない情報であるため、条例第5条第1項第1号に該当する。

(3) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 本件公文書中、「校長意見」の部分には、体罰に対する校長の意見が記載されているが、体罰を行った教諭に対する評価及び懲戒処分等の人事上の措置に対する見解の部分の情報は、公開することにより、教諭の監督、指導及び評価を行う立場にある校長の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

また、県教育委員会としてもこれらの情報を公開することにより、校長の率直な評価及び見解を得ることができなくなり、懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるので、条例第5条第1項第5号に該当する。

イ 本件公文書中、市教育委員会の見解の部分には、体罰を行った教諭に対する市教育委員会の見解に係る情報が記載されているが、体罰を行った教諭に対する評価及び懲戒処分等の人事上の措置に対する見解の部分の情報は、公開することにより、教諭の服務監督権を有する市教育委員会の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

また、県教育委員会としてもこれらの情報を公開することにより、校長の率直な評価及び見解を得ることができなくなり、懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるので、条例第5条第1項第5号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 答申するに当たっての適用条例の考え方

神奈川県情報公開条例が、平成12年3月28日に公布され、平成12年4月1日に施行されたが、本諮問案件は神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（昭和57年神奈川県条例第42号）に基づきなされた処分であるので、当審査会としては、当該条例に基づき本諮問案件を審議することとする。

(2) 本件公文書について

ア 県教育委員会は、県費負担教職員が学校教育法第11条で禁止されている体罰を行った場合、体罰に関する事実、発生後の措置等を的確に把握するために、「市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き」に基づき、服務監督権を有する市町村教育委員会から「体罰に関する事故報告書」を提出させ、懲戒処分等の人事上の措置を検討し、実施している。

イ 本件公文書は、市教育委員会が県教育委員会に提出した市立中学校教諭が行った2件の体罰に係る事故報告書で、教職員課において、それぞれ平成9年3月25日付け及び平成9年7月24日付けで回覧されたものである。

本件公文書中、体罰に関する事故報告書の具体的記載事項は、次のとおりである。

(ア) 発生日時

(イ) 発生場所

(ウ) 体罰を行った教職員の職、氏名、年齢、性別、担当教科、担当学年・組及び校務分掌

(工) 被害児童・生徒の氏名、学年・組、年齢、性別、住所、保護者の氏名及び続柄

(才) 体罰の発生経過と概要

(力) 体罰の発生後の措置

キ) 校長意見

ク) 市教育委員会の見解

上記ウに掲げる項目のうち、実施機関が非公開としたのは、次に掲げる情報である。

(ア) 体罰を行った教諭の氏名、年齢、担当教科、担当学年・組、校務分掌その他体罰を行った教諭が識別され得る情報

(イ) 3月文書のうち、

a 被害生徒の氏名、組、住所、診察を受けた病院名その他被害生徒が識別され得る情報

b 被害生徒以外の関係生徒の組及び氏名

(ウ) 7月文書のうち、

a 被害生徒の氏名、学年・組、年齢、住所、部活動名その他被害生徒が識別され得る情報

b 被害生徒以外の関係生徒の学年

工) 被害生徒の保護者の氏名、続柄、発言内容等

才) 関係教諭の氏名等

力) 体罰を行った教諭に対する校長の意見及び市教育委員会の見解

(3) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 条例第5条第1項第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、「知る権利」の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定したものである。そして、同号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報プライバシーに当たるものももとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることができることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、条例第2条後段で「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している趣旨にかんがみ、

明らかに他人に知られたくないと認められるものについては、非公開とするものと解される。

(ウ) さらに、氏名等を削除したとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものであれば、当該部分については非公開とするものと解される。

(エ) 学校等では、教職員名簿等の資料を作成しており、当該学校等において閲覧、写しの入手が可能であるが、これらの資料には、教職員の氏名、担当教科、校務分掌等が記載されていることが認められる。

(オ) 以上のことを総合的に判断すると、本件公文書中、実施機関が非公開とした情報のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

- a 体罰を行った教諭の氏名、年齢、担当教科、担当学年・組、校務分掌その他体罰を行った教諭が識別され得る情報
- b 被害生徒の氏名、組、住所、部活動名その他被害生徒が識別され得る情報
- c 被害生徒の保護者の氏名、続柄、発言内容等
- d 被害生徒以外の関係生徒の組及び氏名
- e 関係教諭の氏名等

したがって、これらの情報は、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

(カ) 次に、3月文書中、実施機関が非公開とした情報のうち、被害生徒が体罰を受けたことにより診察を受けた病院名について検討する。

病院の通院患者に関する情報については、病院名が公開されても、通常、その病院の多数の患者の中の誰が被害生徒であるかを特定することができるとは考え難い。さらに、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、被害生徒を推測することも一般的には困難と考えられる。

したがって、病院名は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとは認められず、条例第5条第1項第1号本文に該当しないと判断する。

(キ) 7月文書中の被害生徒の学年、年齢及び被害生徒以外の関係生徒の学年について検討する。実施機関は、本件公文書には現場に居合わせた生徒の学年別人数が記載されており、人数が少数であるため公開すると特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1項第1号に該当すると説明している。しかしながら、学年については、人数が少数であったとしても、その学年に属する多数の生徒

の中の誰であるかは、一般には知り得ないから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとは認められない。

また、被害生徒の年齢については、年齢と学年は、一般的に相関関係にあると解されることから、学年が公開されれば、学年に対応する年齢は推測され得る性格のものであると認められる。

したがって、被害生徒の学年、年齢及び被害生徒以外の関係生徒の学年は、条例第5条第1項第1号本文に該当しないと判断する。

(ク) 体罰を行った教諭及び被害生徒に対する校長の意見並びに体罰を行った教諭に対する市教育委員会の見解について検討する。

これらの情報のうち、氏名等体罰を行った教諭及び被害生徒が識別され得る情報を除けば、その他の部分は、通常、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとまではいえず、条例第5条第1項第1号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ又はウに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件公文書に記載されている情報は、同号ただし書アの「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」及びただし書ウの「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」には当たらないと解されるので、同号ただし書ア及びウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1項第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1項第1号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は広報紙等を通じて広く県民に積極的に周知する情報だけでなく、条例第2条前段が「公文書の閲覧及び公文書の写しの交付を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」と規定している趣旨から考えると、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものを含むと解される。

b 教諭の体罰行為は、学校教育法第11条により行ってはならない非違行為であるが、生徒に対する指導の過程でなされた行為であることから、教諭の職務の執行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、公務員が分掌する事務の執行に関する情報であると解される。

しかしながら、本諮問案件については、教育現場に与える影響を考慮すると、当該情報を公開した場合、当該教諭と被害生徒以外の生徒との信頼関係に支障を与えるなど教育現場に混乱を来すおそ

れがあるばかりでなく、教諭として今後教育活動を継続する上でも大きな障害となることが予想される。

したがって、本諮問案件では、教諭の氏名、年齢、担当教科、担当学年・組、校務分掌及び関係教諭の氏名等体罰を行った教諭が識別され得る情報は、行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものとまではいえず、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないと判断する。

c また、次に掲げる情報は、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当せず、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(a) 被害生徒の氏名、組、住所、部活動名その他被害生徒が識別され得る情報

(b) 被害生徒の保護者の氏名、続柄、発言内容等

(c) 被害生徒以外の関係生徒の組及び氏名

(4) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 条例第5条第1項第5号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」は、非公開とすることができるとしている。

イ 本号に例示されている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他の事務又は事業に関する情報」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 校長意見及び市教育委員会の見解には、体罰を行った教諭や体罰防止への取組等に関して述べられていることが認められる。実施機関は、これらの情報のうち、体罰を行った教諭に対する評価及び懲戒処分等の人事上の措置に対する見解の部分を公開することにより、教諭の監督、指導及び評価を行う立場にある校長や教諭の服務監督権を有する市教育委員会の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると説明している。

また、これらの情報を公開することにより、県教育委員会としても校長及び市教育委員会の率直な評価及び見解を得ることができなくなり、懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるので、条例第5条第1項第5号に該当すると説明している。

エ しかしながら、校長が意見を述べること及び市教育委員会が見解を述べることは、本来、校長及び市教育委員会が分掌する事務の執行に関するものであるといえる。また、本件公文書の校長意見及び市教育委員会

の見解の内容にかんがみると、当該部分が公開されたとしても、このことにより、直ちに校長及び市教育委員会の率直な評価及び見解を得ることができなくなるとまでは解されず、実施機関が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第5条第1項第5号に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第2項該当性について

ア 条例第5条第2項は、閲覧等の請求に係る公文書に、部分的に公開することのできない情報が記録されている場合において、それらを容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、公開できない部分を除いて公開をしなければならないと規定している。

イ 本件公文書については、当審査会が前記4（3）において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、公文書の閲覧等を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

該当文書	頁	該当行字等
3月文書	6	10行目1文字目から4文字目まで
	8	29行目5文字目から最後まで
	9	全部
	10	2行目3文字目から4行目9文字目まで 4行目15文字目から6行目最後まで

		12行目 1 文字目から13行目最後まで
	12	25行目15文字目から18文字目まで
	13	26行目 1 文字目から 3 文字目まで
		26行目 5 文字目から29行目最後まで
7月文書	3	「4 被害児童・生徒」の「学年」及び「年齢」
	5	12行目 7 文字目及び13文字目
	6	1 行目10文字目及び16文字目
	8	5 行目 6 文字目から11行目最後まで
	10	2 行目 5 文字目から 4 行目20文字目まで
		4 行目26文字目から 6 行目最後まで
12行目 1 文字目から13行目最後まで		

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び「・」、「（）」等の表記は一文字として数えている。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成11年7月21日	○諮問
7月28日	○実施機関に非公開理由説明書の提出を要求

6日	8月1日	○実施機関から非公開理由説明書を受理
8日	8月1日	○異議申立て人に非公開理由書を送付し、非公開理由説明書に対する意見書の提出を要求
日	11月4日	○異議申立人から非公開理由説明書に対する留意見書を受理
日	11月5日	○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
平成12年10月31日 (第4回部会)		○異議申立人からの意見聴取
6日 (第5回部会)	12月2日	○審議
平成13年1月30日 (第6回部会)		○審議
7日 (第7回部会)	3月2日	○審議
7日 (第8回部会)	4月1日	○審議
4日 (第9回部会)	5月1日	○審議
1日 (第10回部会)	6月1日	○審議

7月9日 (第11回部会)	○審議
8月13日 (第199回審査会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

(平成13年4月1日委嘱)

氏名	現職又は前職	備考
川島 志保	弁護士（横浜弁護士会）	
小林 重敬	横浜国立大学教授	会長職務代理
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	
堀部 政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)
松井 薫子	元県立高等学校校長	部会員

(平成13年8月28日現在) (五十音順)

このページに関するお問い合わせ先

政策局 政策部情報公開広聴課

[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[政策局 政策部情報公開広聴課](#)です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007